平成２２年（フ）第３１９号
栃木県宇都宮市山本２丁目33番８号
債務者　高橋レオノラこと　タカハシ　レオノーラ　クルース
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目28番16号　アイヴィハウスＡ101
債務者　平松　里美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２８号
栃木県宇都宮市睦町３番４号　県営睦住宅４号棟21号室
債務者　花輪ゆみえ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３１号
栃木県真岡市高勢町２丁目120番地５　グリーンハイツ高勢Ⅱ　101号、前住所栃木県真岡市高勢町３丁目131番地２　サンホーム205号
債務者　古谷　賢市
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
栃木県日光市土沢1768番地６　リバティ日光101、前住所栃木県日光市大沢町393番地３
債務者　竹原　　大
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地10
債務者　椎名　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０３号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地10
債務者　椎名　富子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０６号
愛知県岡崎市竜美南３丁目８番地８　ヒルズＴ＆Ａ402
債務者　坂本健次朗
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
栃木県日光市土沢1768番地６　リバティ日光101、前住所栃木県日光市大沢町393番地３
債務者　竹原　　大
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地10
債務者　椎名　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０３号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地10
債務者　椎名　富子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３２号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目23番５号　林ハイツ202号、前住所栃木県宇都宮市下小池町560番地79
債務者　山澤紀代己（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２３４号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目19番３―502号
債務者　増井　和子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８７号
横浜市神奈川区神大寺４丁目８番24号　島ハイツ１号
債務者　石橋　和久
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５８号
横浜市青葉区市ケ尾町436番地１　107
債務者　長澤　哲也（旧姓芳川）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６７号
神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目８番３―607号　茅ヶ崎駅前分譲共同ビル
債務者　渡辺　純子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０号
岡山市南区浜野２丁目10番９号　浜野コーポ103
債務者　竹内　俊晴
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３号
岡山市南区福吉町22番２号
債務者　宮本　真澄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

第明治三十二種郵便物認可